

日本薬理学会利益相反（COI）マネージメント施行細則（抜粋） （学術集会発表時の申告すべき項目と基準）

公益社団法人日本薬理学会（以下「本学会」という）は、本学会が行う全ての事業活動に対して、全ての参加者に日本薬理学会利益相反（COI）マネージメント施行細則（以下「本細則」という）を適用する。

第1条（COIで申告すべき項目と申告の基準）

1) 本学会学術集会などでの発表, 2) 本学会誌などでの発表等, 3) 第4条第1項に定める役員・委員等, 4) 学術集会・講演会責任者（年会長・部会長等）の就任によりCOIの申告を必要とされる者の申告すべき項目と申告の基準は次表のとおりとする。

申告すべき項目	申告の基準
①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額	1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のもの
②株の保有と、その株式から得られる利益（1年間の本様式による利益）	1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のもの
③企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬	1つの特許使用料が年間100万円以上のもの
④企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬	1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のもの
⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料	1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のもの
⑥企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費	1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で、実際に割り当てられた年間100万円以上のもの
⑦企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金	1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた100万円以上のもの
⑧企業などが提供する寄附講座	実質的に使途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた100万円以上のもの
⑨その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）	1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のもの

第2条（本学会学術集会などでの発表）

第1項（開示の範囲）

本学会学術集会などでの発表、企業等が主催、共催するランチョンセミナー、イブニングセミナーあるいは研究会や講演会における座長／司会者は、会員・非会員の別を問わず発表内容に関連する企業や団体に関わるものに限定し、次のような関係のCOI状態を開示しなければならない。

- 1 医学系研究を依頼し、または共同で行った関係（有償無償を問わない）
- 2 医学系研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- 3 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- 4 医学系研究について研究助成・寄付などをしている関係
- 5 医学系研究において未承認の医薬品や医療器機などを提供している関係
- 6 寄附講座などの資金提供者となっている関係

第2項（開示の方法）

（抄録提出時）

本学会の学術集会、講演会および市民公開講座などで発表・講演を行う場合には、演題応募や抄録提出時に、抄録提出時の前年より過去3年間における筆頭および責任発表者のCOI状態の有無を明らかにする。

（発表時）

発表時に明らかにするCOI状態については、日本薬理学会利益相反（COI）に関する指針（以下「本指針」という）「6 実施方法」に沿って、発表スライドの最初、あるいはポスターの最後に、「筆頭および責任発表者のCOI自己申告書」（様式1）に従って開示する。開示が必要なものは抄録提出時の前年より過去3年間とする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第1条のとおりとする。

附 則 本細則は、平成27年5月30日より施行する。

附 則 本細則は、平成29年12月8日改正。ただし施行は、役員・委員等の申告すべき項目と申告の基準、及び申告の対象期間は平成30年に就任するものから適用する。

附 則 本細則は、令和2年12月11日より施行する。